（本號十面）　（明治廿三年三月十一日　郵便報知新聞　第三種郵便物認可）　明治二十七年六月二日　第三千九百八十四號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

特時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

本紙の六月附錄（第三回）

十二名家の洋畫附錄第一第二回は既に發行したり本月を以て發刊する第三回の附錄は愈々來る八日の本紙に添へる事と定めたり其畫家畫題は左の如し

五姓田芳柳氏　杜若

附錄發行當日の新報は臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合に依り當日の紙上に掲ぐる廣告の申込期日を來る六日とす此期日に後れたる廣告は紙上に掲ぐる能はざる事あるべし

當日の新報一部賣は定價を五錢とす

時事新報

上奏案の通過

一昨日衆議院を通過したる上奏案に就き人或は云ふ同案は夜涉六派が官を自由黨提出上奏案の修正に托して憂に否決せられたる彈劾的上奏案の復活再演をなしたるものなり文字に於てみそ相異あれども其旨意は遠く自由黨案を離れて近く夫の彈劾案に密接するものなり即ち當時否決と定まりたる衆院の意志を翻へしたる次第なれば取りも直さず反覆常なき議決にして毫も重きを置くに足らずとの觀われども我輩の所見は大に然らず抑も前日の彈劾案は條約屬行の精神を主としたるものにして其文中明に

臣等深く現條約の實施に關し國權を汚瀆する少からざるを慨き閣臣をして其權義を明確にし之を屬行せしむるの建議を提起す其意來より開國進取の皇謨を翼贊するに外ならず然るに閣臣之を蹂ひて以て鎖國攘夷の官職となし倉皇停會を奏請し次ぐに解散を以てし云々

とあり然るに此回の上奏案の文面には

特に外政に至ては偷安姑息唯々外人の歡心を失はんみどを是れ畏れ內外輿論輕重の辨別を顚倒するに至る云々

とあるのみにして意義漠然少なくとも文字の上に於ては決して屬行條約の言たるを認ひ可らず即ち排外論者も唯非を悟り着々改良の實を示すものなれば我輩は之を頑固者流の意氣に近づくものとして國家の爲めに大實せざるを得ず蓋し衆院にても最に六派案を否決したるは屬行排外の意味あるが爲めにして此回の上奏案を可決したるは此意味を除きたるが故に外なかる可し左れば前後の兩案たる全く要領を異にするや明白にして其相異たるは從來の政事に顧みて不信任を表し彈劾を試むるの點にあるのみ換言すれば屬行排外をば否認せしかども不信任彈劾をば可認したるものにして衆院は決して其意旨を反覆せざるは勿論多年世人の熱知せる官民不調和の結果遂ひに爰に至りたるみどゝ觀做さゝる可らず或は內部の氣脈を云々して議決の不當を嘲らす者もあれども既に一旦衆院の多數を得て通過したる上は之を等閑に視する能はざるは申す迄もなきみどにして必ずや引續き之に對するの始末を見るみどならん回顧すれば第四議會に於て此種の衝突あるや大關の煥發によりて纏に局を結び第五議會に於ては政府と議會と和協以て國事に當るの望なしとて解散を斷行する行論も亦民黨の策略にしてツマリ不調和の結果たり故に總理大臣も此不和を以て解散の斷案となせしなる可し）大詔と云ひ解散と云ひ凡そ手段も試みつゝ盡したるの今日に於て內閣は夫れ將た如何の處置を取る可きやは是れより以後の問題にして我輩の關心注目する所さた實に如〻に存するのみ

若しも度外に拋棄せずんば內閣は斷然す可きや否や曾て第五議會に於て官紀振肅に關する上奏をなしたるに當り陛下には愼密院へ御諮詢あらせられ給ひ總理大臣は其進退に就き聖斷を仰ぎ奉り而して當局農商務大臣の引退によりて一段落を告げたるともわれば此回も或は御諮詢あらせらるゝやも知る可らずと雖も官紀云々は故に總理の責任も彼の一部の際にみを間接なれ此全部の場合には最も直接なれば此回は眞に自から責を引いて退く可きか若しくは進退を伺ひ奉りて然る後に決す可きか凡そ此邊に落着するみどならんと雖も之に就て我輩一の所望ありと云ふは外ならず累を帝室に及ぼさざるみどと即ち是なり抑も衆院の擧動に付て論ずるとき は假令へ如何に政府と衝突して其始末に苦むとも決し て上奏に訴へて帝室を煩し奉る可らずとは我輩平生の持論なれば此回の上奏の如きも之を忌むみど蛇蝎より も甚だしく其不都合は筆紙に盡し難き程なれども既に事みゝに至りたる上は深く咎むるも復た今日に益ある事に至りたるを見ずセメテは政府が帝室を尊重するの心を以て衆院の尤めに倣はざらん事みど願はしけれ今衆院が上奏權を濫用したりとて政府も亦隨て煩累を歸し奉るに於ては曾に暴を以て暴に代ふるのみならず閣臣は民黨と共に双方より齊しく帝室を煩はし奉るの沙汰にして政界また誰ありて尊嚴を擁護し奉る者なきが如き世に淺ましき現象を呈するみどゝなる可し天下心ある民民の涙を揮ふて歎息する所なれば幸に元勳諸氏は其元勳たる所以を解思し始末の方策の何れに出づるを問はず唯だ一の一事を愼まんみど我輩の願ふ所なり

の引退を促すにあらず偏に皇德に關するあらんを懼れ昨年總理大臣が進退伺をなしたるの事例に徵して聊か未然に警戒を呈するものなり

官報

○大藏省告示第二十一號

明治二十七年七月一日ヨリ九月三十日マテ輸入品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本鑄貨比較表左ノ通之ヲ定ム

但外國銀貨トノ比較ハ從前ノ通

明治二十七年六月一日　大藏大臣　渡邊國武

外國貨幣日本銀貨比較表

	金貨	日本銀貨
英國	一ポンド	九〇七一
墨國	一ドルラル	四八〇
北米合衆國	一ドルラル	一〇〇一五
佛蘭西	一フランク	三八九
瑞西	一フランク	三八九
白耳義	一フランク	三八九
伊太利	一リラ	三八九
丁抹	一クローン	五四〇
瑞典	一クローン	五四〇
諾威	一クローン	五四〇
和蘭	一ギルドル	八一〇
葡國	一リール	一〇一
西班牙	一ミルリー	二〇一七五
希臘	一ピアストル	〇八八
土耳其	一クローチ	〇八

大藏省告示第二十一號參照

明治二十七年四月一日ヨリ六月三十日マテニ際ル外國貨幣日本銀貨比較表八同年三月第三十號ニ在リ

○警視廳令第三十號

明治十四年（十一月）甲第四十九號布達出火及非常信號打方ヲ廢止ス

明治二十七年六月一日　警視總監　園田安賢

○警視廳告示第二十六號

出火出水及非常警報信號左ノ通之ヲ定メ本年六月八日ヨリ施行ス

明治二十七年六月一日　警視總監　園田安賢

出火出水及非常警報信號

第一　出火アルヲ認メタルトキ之ヲ報ス（一點三回）ノ點解ニ出火方位ヲ呼フ　○　○　○

第二　市部鎭壓信號（一點）　○　○　○

市部消防組部（一部消防組市部ヘ鎭壓ヲ要スルトキ之ヲ報ス）　○○○○○○○○○

第三　近火信號（鐘點）　○○○○○○○○○

警戒ノ位置ヲ三町以內ニ出火アルトキ之ヲ報ス

第四　出信號（二點）　○○

消防組ノ鎭壓ヲ要スルトキ之ヲ報ス　○○

第五　消防組ノ總出信號（三點）　○○○　○○○

第六　御近火信號（四點）　○○○○　○○○○

宮城御近火ノトキ之ヲ報ス（五點）　○　○○

第七　鎭火信號　○○

鎭火ト認メタルトキ之ヲ報ス

第八　郡部出水信號（五點）○○○○○　○○○○○

第九　非常信號　第二第四第五信號ヲ適用ス

非常號砲アリタルトキ之ヲ報ス

雜報

○黑死病の慘聞悲話

一家眷族の離散　佛國アヴァニョンに於ては六週間又は八週間の流行ありしが吐血する患者の息は遠近に病毒を傳へ病ある家の近傍に入りし者は必ず落命せしかば兩親も尙且、病に掛れる我子を見棄てゝ逃亡するなど恩愛の絆も總べて斷れ果てたり

婦人の患者少かりし　流行病猖獗の間に屬する色なく進で事に當りて醫家の名譽を全ふせしギーデレーリアックの言に彼はアヴァニョンに於て黑死病流行に遇ひしみど前後二回、即ち初は千三百四十八年一月より八月まで此度は上等社會の方多數を占ぬ前回に比べ多くの小兒を殺し婦人の死亡は唯僅なりしと云へり

雷鳴の如し　佛國の黑死病はアヴァニョンより北へ向て蔓延せしが每二十人中、生存者僅に唯二人なりし處は甚だ多かりし病毒に觸るゝや否や恰も雷に擊たれしが如く即死したる者も數多ありたり斯る死樣せし者は老人よりは屈强なる壯年者の中に多く苟も腺腫及び鼠蹊（胸の附根と云へり）の分秘線腫張の徵候を呈したる患者は二三日を出でずして黃泉の客となり今はの際に法王クレメント六世が死後の好遇を保證する所の黑龍の背業を爲さて僅に瞑目するのみなりし

水葬及び投込み　又多くして墓地は忽ち王は止むみどを得ず葬地を爲し死體は用地利圖維納廟に於て埋葬を禁じ既に埃及施したる方法に由り千の死體は此中に投淨財も受くる僧侶な緩慢なりと聞えし獨と異名を取りし都會人々執れも精神の錯巨萬の富を有して能も金錢に心を置かず此身は自他平等、定けれど責めては罪障してれ寺樣へ上げげ援寺院の門口訪へば淨財たるに相違なし淨財と云ふ可らず之き所業なればなりに對して恐れありと

○怪譚

であるながら我最後と願み少けれイデ此カ天帝に對する我輩と意を決しては匹夫して落涙る黃金は嵐ひて

豚の即死　ポッカチ百物語の中には黑死如き條あり　ポッカチにて死せし者の衣類と暫くにして恰も血反吐を吐きて怒さ

ペスト　ボイル　伊し黑死病は東洋に於て即死するに非ず其病強めたるものゝ如し又は鶏卵ほどの大さてペスト腫物と云へ顏に至るまでも同樣及び青色の斑點の現なるもありて小なる發病後銘始間斷なく狂死したる患者の